

6 消安第 5218 号
令和 6 年 12 月 25 日

各都道府県知事（別記参照） 殿

農林水産省消費・安全局長

家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する定期報告の様式の改正について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

令和 3 年 9 月に、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年農林水産省令第 55 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、新たな飼養衛生管理基準が公布されました。そのうち、豚及びいのししの項の 10 に係る部分については、令和 6 年 4 月 1 日から施行したところです。

また、本年 10 月からの飼養衛生管理支援システムの本格運用に伴い、個人情報保護委員会との協議を踏まえて、個人情報の取扱いについて改めて整理したところです。

これらを踏まえ、家畜伝染病予防法第 12 条の 4 に基づく令和 7 年 2 月 1 日時点の家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する定期報告の様式については別添のとおりとしますので、家畜の所有者、畜産関係者等へ周知をお願いするとともに、都道府県から国への報告についても遺漏なきようお願いいたします。

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課

家畜防疫対策室病原体管理班

松井、本橋、中越、高橋

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

別記

北海道知事
青森県知事
岩手県知事
宮城県知事
秋田県知事
山形県知事
福島県知事
茨城県知事
栃木県知事
群馬県知事
埼玉県知事
千葉県知事
東京都知事
神奈川県知事
新潟県知事
富山県知事
石川県知事
福井県知事
山梨県知事
長野県知事
岐阜県知事
静岡県知事
愛知県知事
三重県知事
滋賀県知事
京都府知事
大阪府知事
兵庫県知事
奈良県知事
和歌山県知事
鳥取県知事
島根県知事
岡山県知事
広島県知事
山口県知事
徳島県知事
香川県知事
愛媛県知事
高知県知事
福岡県知事
佐賀県知事
長崎県知事
熊本県知事
大分県知事
宮崎県知事
鹿児島県知事
沖縄県知事